

区役所改革担当

区有施設等におけるキャッシュレス化の拡充について

区は、区民の利便性向上や現金の受渡しによる新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から区有施設等のキャッシュレス化を推進するため、令和2年12月から各総合支所区民課窓口においてキャッシュレス決済を開始しました。

更なるキャッシュレス化の推進のため、以下のとおりキャッシュレス決済に対応する区有施設等を拡充します。

1 導入するキャッシュレス決済

- (1) 対面による現金収納件数が年間1,000件以上の区有施設等
 クレジットカード決済、電子マネー決済及び二次元コード決済
- (2) 対面による現金収納件数が年間100件以上1,000件未満の区有施設等
 二次元コード決済

<決済イメージ>

クレジットカード決済	電子マネー決済	二次元コード決済
		

2 新たにキャッシュレス決済を開始する区有施設等

No.	区有施設等	主な対象	導入する決済手段
1	区民センター	使用料（貸室等）	クレジットカード決済、 電子マネー決済及び 二次元コード決済
2	いきいきプラザ		
3	男女平等参画センター		
4	健康増進センター		
5	生涯学習センター		
6	青山生涯学習館		
7	郷土歴史館	観覧料	
8	建築課窓口	住宅用家屋証明書手数料	
9	土木管理課窓口	道路幅員証明書手数料	
10	開発指導課窓口	開発行為許可申請手数料	
11	区政資料室	有償刊行物販売代金	二次元コード決済
12	健康推進課窓口	細菌検査（検便）料	
13	防災課窓口	防災ラジオ自己負担金	
14	生涯学習スポーツ振興課窓口	学校施設使用料	

3 開始時期

令和3年6月